

平成27年9月議会

議案説明資料

議案第207号

福岡市立小呂保育所条例等の一部を改正する条例案

ページ

・・・1

こども未来局

議案第207号

福岡市立小呂保育所条例等の一部を改正する条例案

1 改正理由

子ども・子育て支援法の施行に鑑み、福岡市立小呂保育所を特例地域型保育給付の対象とするとともに、小呂保育所を利用している第3子以降の児童に係る利用者負担額について、所要の改正を行う必要があるによる。

2 改正内容

(1) 福岡市小呂保育所条例の改正

小呂保育所を子ども・子育て支援新制度における特例地域型保育給付の対象とすることに伴い、入所の対象児童や使用料の徴収など、必要となる規定の整備を行うもの。

○主な改正点

区分	現 行	改正後
入 所 の 対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童で保育を必要とするもの	子ども・子育て支援法第19条第1項2号の認定の対象となる児童(満3歳以上の小学校就学前児童で保護者の労働又は疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの)
使 用 料	月額 9,600 円 (一律)	認可保育所における保護者の所得階層に応じた保育料から階層毎に一定額(※)を減じた額(保育料表案は別紙のとおり) ※保育料に含まれる認可保育所との保育時間の差及び給食未実施相当分

(2) 福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例の改正

小呂保育所を子ども・子育て支援新制度における特例地域型保育給付の対象とすることに伴い、小呂保育所を利用している第3子以降の児童に係る利用者負担額について、必要となる規定の整備を行うもの。

3 施行期日及び経過措置

平成27年10月1日。

ただし、この条例の施行の日前に第1条による改正前の福岡市立小呂保育所条例の規定により徴収事由の生じた保育料等の徴収については、同条例第5条の規定は、同日以後においても、なおその効力を有する。

4 改正条例案の新旧対照表

(1) 福岡市小呂保育所条例

※下線部分が改正部分

現 行	改 正 後
<p>第1条 略 (入所児童)</p> <p>第2条 <u>小呂保育所は、保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。)の委託を受けて、次の各号に掲げる者を入所させて保育する。</u></p> <p>(1) <u>3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童であつて、その保護者のいずれもが労働、疾病等の事由により、当該児童を保育することができず、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないため、保育を要すると市長が認めたもの</u></p> <p>(2) 前号に掲げる者を除くほか、特に市長が入所させることが適当であると認めた児童</p> <p>第3条～第4条 略 (保育料及び給食費)</p> <p>第5条 <u>入所した者の保護者からは、1月につき9,600円の保育料及び規則で定める額の給食費を徴収する。</u></p> <p>2 <u>保育料及び給食費(以下「保育料等」という。)の徴収の時期及び徴収方法は、規則で定める。</u></p>	<p>第1条 略 (入所児童)</p> <p>第2条 <u>小呂保育所は、次に掲げる者を入所させて保育する。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</u></p> <p>(2) 前号に掲げる者を除くほか、特に市長が入所させることが適当であると認めた児童</p> <p>第3条～第4条 略 (使用料)</p> <p>第5条 <u>第2条第1号の規定により入所した者の保護者からは、子ども・子育て支援法第30条第2項第4号の特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)の使用料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>第2条第2号の規定により入所した者の保護者からは、前項に定める使用料の額を勘案して規則で定める額の使用料を徴収する。</u></p> <p>3 <u>使用料の納期限は、規則で定める。</u></p>

<p>(<u>保育料等の減免</u>)</p> <p>第6条 市長は、<u>小呂保育所に入所した者の保護者が保育料等を負担することができないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第7条～第13条 略</p>	<p>(<u>使用料の減免</u>)</p> <p>第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料（前条第1項に規定するものを除く。）を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第7条～第13条 略</p>
---	--

(2) 福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例

※下線部分が改正部分

現 行	改 正 後
<p>第1条～第3条 略 (特定教育・保育施設等における保育料の免除等)</p> <p>第4条 1～3 略</p> <p>4 市長は、<u>福岡市立小呂保育所条例第2条第1号の規定に該当することにより小呂保育所に入所している第3子以降の児童に係る保育料等（同条例第5条第2項に規定する保育料等をいう。）については、同条例で定めるところにより、免除するものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>第5条～第31条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (特定教育・保育施設等における保育料の免除等)</p> <p>第4条 1～3 略</p> <p>4 市長は、<u>小呂保育所を利用している支給認定子どもである第3子以降の児童（福岡市立小呂保育所条例第2条第1号の規定に該当するものに限る。）に係る利用者負担額（子ども・子育て支援法第30条第2項第4号の規定による政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して本市が定める額をいう。）については、規則で定めるところにより、零とする。</u></p> <p>5 略</p> <p>第5条～第31条 略</p>

小呂保育所の保育料表（案） <特例保育移行後>

利用児童の属する世帯の階層区分		福岡市 保育料 (3歳以上児)	小呂保育所 保育料(案)
階層区分	市民税額等		
A	生活保護世帯等	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	所得割非課税世帯	12,400	6,000
C2	所得割 48,600円未満	14,400	7,000
D1	所得割 48,600円～61,000円未満	16,400	7,900
D2	所得割 61,000円～73,000円未満	18,400	8,900
D3	所得割 73,000円～85,000円未満	20,400	9,900
D4	所得割 85,000円～97,000円未満	22,400	10,900
D5	所得割 97,000円～126,000円未満	23,700	11,500
D6	所得割 126,000円～149,000円未満	25,000	12,100
D7	所得割 149,000円～169,000円未満	26,300	12,800
D8	所得割 169,000円～255,000円未満	27,600	13,400
D9	所得割 255,000円～301,000円未満	28,900	14,000
D10	所得割 301,000円～397,000円未満	30,200	14,700
D11	所得割 397,000以上	30,200	14,700

